運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月１日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになります。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

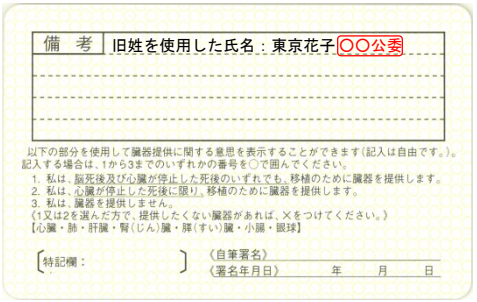

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

[ ]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

再交付の場合は2,250円の手数料がかかります。

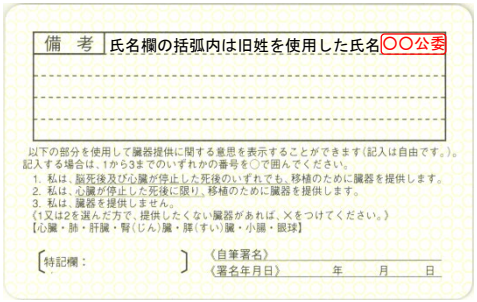

以下のいずれかの書類をお持ちの上、運転免許センター又は警察署にお越しください。

- ○　旧姓が記載された住民票
- ○　旧姓が記載されたマイナンバーカード

※　詳しくは、運転免許センター又は警察署にお問い合わせください。

茨城県警察本部